

津税務署定期人事異動

<転入>	<転出>
○署長 中森 正 氏 (局・総・厚・課長)	○富田 博之 氏 (署長) 庁名・主席監察官に

☆新型コロナウイルス感染症に関する大事なお知らせ

感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

会計ソフトの体験・点検・相談会等、密を避けるため来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただき、ご来館をお願い致します。



[個別体験講習会]

パソコンソフト「ブルーリターンA」
パソコン会計は如何ですか。消費税の申告にも対応し、決算申告が楽々。青色申告特別控除65万円適応。
簿記・パソコンの初心者向けで、イータックスにも対応します。一度見に来て下さい。

◆ 日 7月25日(火)・26日(水)
8月 7日(月)・ 8日(火)
9月 4日(月)・ 5日(火)

◆ 時間 午前10時～11時 午後2時～3時

※8月11日(金)～16日(水)は、お盆休みの為、閉館いたします。

※8月1日(火)・11月24日(金)は、事務局研修会の為、閉館いたします。

「e-Tax利用のための相談会」

自宅からイータックスで確定申告をするための、開始届から利用手続き、申告方法まで、相談を行います。添付書類も省略できます。65万円控除の為にぜひ、e-Taxが便利です。

◆ 日 7月27日(木)・28日(金)

◆ 時間 10時・11時・14時・15時

【減価償却の計算はパソコンで】受付中

2月の税務相談では手計算による減価償却の計算及び相談は出来ません。パソコン入力による自動計算をご利用下さい。提出用の計算表を印刷してお渡しします。一度入力しておくとも毎年自動計算されます。ご利用下さい

11月末まで電話予約を受け付けています。

『青色共済』+『傷害特約』月2,250円
健康審査無用・速やかな給付・大きな安心
病気とケガの総合保障

【青色共済】 会員の相互扶助…必要経費
【傷害特約】 ケガの通院給付は1日目から補償

中退共
CHU-TAI-KYO

中小企業の退職金
国の制度がサポートします。

- 中小企業退職金共済制度なら…
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税。手数料も不要です。
- 外部積立型なので管理が簡単です。
- パートタイマーさんも加入できます。



お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

津青色申告会
会員の皆様へ

粗品プレゼント

みえ共済特別キャンペーン実施
令和5年9月1日～令和5年11月30日

月々3,200円

パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済

月々900円

すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済

月々500円～

所得補償共済

ケガや病気による就業不能を保障します

どの共済もお手頃な掛金で、しっかり備えていただけます
気軽にお問い合わせください！

この機会にご検討ください！



詳しくは、

津青色申告会 まで
TEL 059-225-6555

インボイス制度が始まります！！ インボイス制度 講習会開催のお知らせ

令和5年10月から、インボイス制度消費税率が変わります！
インボイス開始まで日が迫ってきました。
インボイス制度の講習会を再度、開催いたします。
ご自分に関係ないと思っている方も、是非、講習会にご参加下さい！

日 時：8月31日（木） 10：00～11：30
8月31日（木） 14：00～15：30
9月28日（木） 10：00～11：30
9月28日（木） 14：00～15：30

講 師：津税務署 個人課税第一部門
鈴木 純 記帳指導推進官

会 場：津青色申告会会議室

☎ 059-225-6555
先着10名様で終了。
お電話にてお申込み下さい。



「記帳なんでも相談会」

記帳は遅れていませんか。悩んでいませんか。
日々の記帳に関する個別なんでも相談会を行います。
正しい記帳で不安や疑問を今のうちに解消しておきましょう。

お気軽にご参加ください。

◇ 日 8月3日(木)・4日(金)
◇ 時間 午前10時・11時・午後1時・2時

「消費税対策は大丈夫ですか」

課税事業者の貴方

◎ 十分な対策は出来ていますか

【消費税の記帳】は正しいですか？

◎ 【本則】ですか 【簡易】ですか

申告の仕方によって、納税額も帳簿の書き方も変わります。

『消費税相談』 正しい記帳

◇ 日 8月28日(月)・29日(火)
9月7日(木)・8日(金)

◇ 時間 午前10時 午後2時
—記帳方法・記帳点検と比較—

「会員増強にご協力を！」

津青色申告会は、平成14年以前は会員数3,000名前後を推移しておりましたが、その後減少の一途をたどり、平成28年には、2,000名を切ってしまいました。

会存続の危機に直面しております。

津青色申告会は、入会して頂きました会員さまおひとりおひとりのご協力により成り立っております任意の団体です。

お知り合いの方・お近くの方、新しい会員をご紹介下さい。

ご紹介者が入会された場合、加入者1名につき5,000円の報奨金を差し上げます。

ご本人をお連れ頂くか、電話・FAX・メールで事務局へご連絡下さい。

あらためまして、会員増強にご協力いただきたくよろしくお願いいたします。

よろしく
お願いいたします



令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正について

ポイント
1

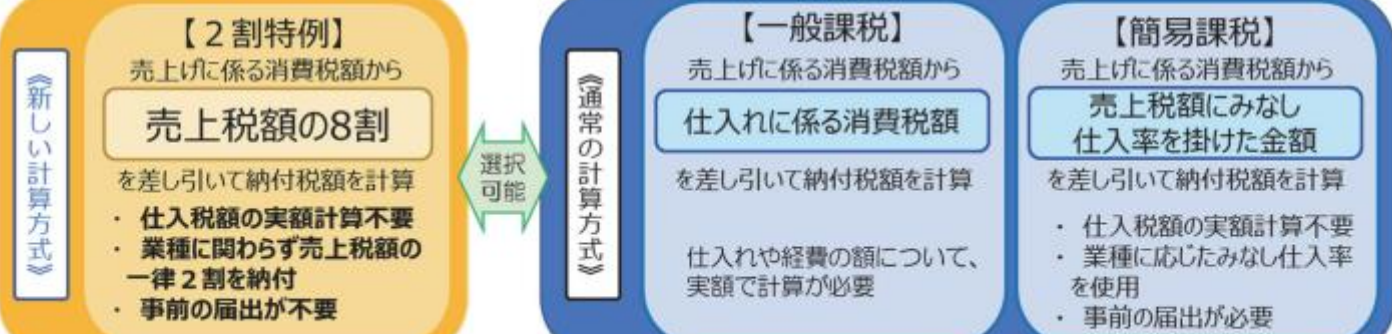
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



※適用となる事業者は、インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者のみです。（基準期間の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者のみ）

※一般課税、簡易課税のどちらを選択していても、2割特例を適用可能です。適用にあたり、事前の届け出は不要で、申告時に選択することもできます。

※対象期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

詳しくは、国税庁専用ダイヤル
0120-205-553 へ



特設サイト